

千葉県、東京都  
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

### 令和元年台風第15号等に係る応急仮設住宅について

今般の台風第15号による災害、その後の強風による降雨、市原市において発生した竜巻被害等によって、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

#### 記

##### 1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- (2) 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

##### 2. 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）の対象経費

賃貸型応急住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、退去時修繕負担金、礼金、仲介手数料、損害保険料、管理費、入居時鍵等交換

費などが対象となるので、ご留意願いたい。

ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

また、自家用車を持っている方は、駐車場付きの賃貸住宅を探していただきたい。